

労使紛争の解決に、労働委員会の相談や あっせん制度をご利用になれます

労働者（労働組合※）と使用者との間で、労働条件その他労使間をめぐる問題について、自主的な解決が困難なケースが増えています。

※「労働者の団体」を含みます。

以下のようなことでお困りでしたら、労働委員会に相談してみてもいいでしょうか？



例えば

- ・労働組合から団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の進め方も分からない。
- ・賃金について、労使間の交渉がうまくいかない。
- ・雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を行っているが、平行線で話が進まない。
- ・過半数代表者との交渉が難航している。
- ・過半数代表者をめぐる紛争が生じている。

労働委員会のあっせん制度

- 労働委員会では、団体交渉に行き詰まった場合、労使紛争を円滑に解決するため両者の間に入って調整する、「あっせん」などを行っています。
- 「あっせん」は、多くは公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社の人事・労務担当役員など）の三者構成のあっせん員により行われており、労働組合や使用者からの申請により行われます。
- 「あっせん」は、あっせん員が、労働組合と使用者それぞれの主張を聞き、争点を明らかにして譲歩を促したり、必要な場合は公正・中立な解決策を提示し、問題解決に結びつけるものです。
- 「あっせん」申請を行っても、必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

労働委員会とは

労働委員会は労使間のトラブルを解決するための行政機関で、法律によって都道府県に設けられた都道府県労働委員会と、厚生労働省の外局の中央労働委員会があります。都道府県労働委員会は都道府県内の労使紛争を、中央労働委員会は都道府県にまたがる労使紛争などを扱います。

労働委員会が行うあっせんの特徴

- 労働問題について専門知識や経験をもつ公労使の3つの立場の委員がいます。労働者委員は、労働組合の主張を伺って、使用者委員は会社の主張を伺って、各委員が協力して労使の合意形成をサポートします。
- あっせんに参加することにより問題の解決につながるとともに、実際の交渉を通して、労働法や団体交渉のノウハウも学べます。
- 第三者である労働委員会の委員が関与することで、当事者は冷静な判断ができるようになり、労働組合と使用者の信頼関係の構築・維持にも役立ちます。
- あっせんは**無料**です。
- あっせんは**原則非公開**です。

個別的労働紛争の解決のお手伝いもしています

労働委員会では三者構成を活かして、労働組合との紛争だけでなく、個別の労働者との紛争も取り扱っています。（※東京、兵庫、福岡を除く）

お問い合わせ先

〔（都道府県）労働委員会〕

- 別添所在地一覧
(QRコードをご参照下さい。)



〔中央労働委員会〕

電話番号：03(5403)2111

- 中央労働委員会HP

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/>

